

公 示

公示第19号

松本交通圏における休車解除時期及び休車解除割合の指定について

平成23年6月17日

北陸信越運輸局長 伊藤 松博

タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号（以下「タクシー適正化活性化法」という。））に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところである。

その内、国内でも有数の観光地である上高地を擁する松本交通圏においては、環境保護の観点から自家用自動車の通年乗り入れ規制、貸切バスの指定日規制など全国的にも稀な規制が実施されており、タクシーは観光シーズン中の利用者を輸送する責任も極めて高いものとなっている。

タクシー車両の供給過剰の解消に配慮しながらも、当該地区の上記特殊性を考慮し、季節的な需要に対応する方策として、タクシー適正化活性化法の趣旨を逸脱しない範囲で、タクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、松本交通圏において、期間を定めて休車解除を行うことが特に必要と認める場合（以下「一時的休車解除」という。）について、下記のとおり定めたので公示する。

なお、本公示の運用にあたっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」（平成26年1月27日付け公示第77号）7.（5）の本文中の「2.（3）により増加可能車両数の配分があった場合」及びイの規定はこれを適用しない。

記

1. 松本交通圏において、一時的休車解除を行うことができる要件
一般タクシー車両の合計が、当該地域において各年度の最初に本公示に基づく休車解除申請があった日に、地方運輸局長が示した当該準特定地域の適正車両数の上限値を下回っていること。
2. 一時的休車解除の期間
一時的休車解除の期間については、主要地方道上高地公園線において、貸切バス乗り入れ規制が実施される日が存する月とする。
3. 一時的休車解除割合
当該地域において一時的休車解除ができる車両数の上限については、前年度実績等を勘案の上、地方運輸局長が別途公示するものとする。
なお、休車実施事業者ごとに一時的休車解除ができる車両数は、当該事業者の休車実施車両数の範囲内で、貸切バス乗り入れ規制地区内に車両の待機所が確保されている車両数を上限とする。
4. その他
 - ① 一時的休車解除の認可を受けた車両については、主要地方道上高地公園線において貸切バスの乗り入れ規制が実施される地域内を発着とする運送に限るものとする。
 - ② 一時的休車解除については、期限を付して認可するものとする。
 - ③ 上記①に反する運行を行った事業者については、直ちに当該事業者において休車解除を行った全車両について、本公示に基づく認可を無効とするものとする。
 - ④ その他、本公示に係る取扱いについては、3.の「別途公示」により定める。

附 則

1. この公示は、平成23年6月17日から施行する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第93号で一部改正）

- この公示は、平成26年1月27日から適用する。